

サービス利用規約

第1章 総則

第1条（目的及び適用）

- 1 本規約は、合同会社 Nelson Asset（以下「当社」といいます。）が提供するクラウドサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件及び当社と契約者との間の権利義務関係を定めるものです。
- 2 本規約は、当社が提供するすべてのクラウドサービスに共通して適用されます。本サービスの具体的な名称、内容、利用プラン及び利用料金は、申込書、料金表、サービス仕様書その他当社が本サービスごとに定める条件（以下「個別条件」といいます。）に定めます。
- 3 個別条件は本規約の一部を構成します。本規約と個別条件の定めが異なる場合は、個別条件の定めが優先します。ただし、個別条件のうち当社が一方的に定めるもの（料金表、サービス仕様書等）は、第32条（損害賠償）その他契約者の権利を制限する事項について、本規約より契約者に不利な定めをすることはできません。
- 4 当社と契約者が本サービスに関して書面により別途個別に契約を締結した場合（以下「個別契約」といいます。）、個別契約の定めが本規約及び個別条件に優先します。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「契約者」とは、本規約に同意のうえ当社所定の手続により本サービスの利用を申し込み、当社が承諾した法人その他の団体をいいます。
- (2) 「利用契約」とは、本規約及び個別条件に基づき当社と契約者との間に成立する本サービスの利用に関する契約をいいます。
- (3) 「利用者」とは、契約者が本サービスの利用を認めた自らの役員、従業員その他の個人をいいます。
- (4) 「テナント管理者」とは、契約者が本サービス上の管理権限を付与した利用者をいいます。

- (5) 「アカウント」とは、利用者が本サービスを利用するために必要な ID、パスワードその他の認証情報をいいます。
- (6) 「顧客データ」とは、契約者又は利用者が本サービスに入力、登録又は送信したデータ（文章、画像、回答内容、評価内容等を含みます。）をいいます。
- (7) 「利用状況データ」とは、本サービスの提供に伴い当社が取得する、本サービスの利用状況に関するデータ（機能の利用回数、アクセス日時、操作履歴、端末・ブラウザ情報、エラー情報等を含みます。）をいいます。
- (8) 「統計情報」とは、顧客データ又は利用状況データを集計又は加工することにより、特定の個人及び特定の契約者を識別することができない状態にした情報をいいます。
- (9) 「個人情報保護法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をいい、「個人情報」及び「個人データ」は、同法に定める意味によるものとします。
- (10) 「書面」には、電磁的記録（電子メール、PDF 等）を含みます。
- (11) 「営業日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く日をいいます。
- (12) 「不可抗力」とは、地震、津波、火災、風水害、停電、感染症の流行、戦争、テロ、法令の制定・改廃、行政機関の命令その他当社の合理的な支配を超える事由をいいます。

第 3 条（本規約の変更）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、契約者の個別の同意を得ることなく本規約を変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 当社は、前項に基づき本規約を変更する場合、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、効力発生日の 1 か月前までに当社ウェブサイトへの掲載又は契約者への通知により周知します。ただし、変更の内容が契約者の一般の利益に適合する場合、又は法令の改正に対応するために必要な場合は、周知期間を短縮することができます。この場合も、効力発生日の前日まで

に周知します。

- 3 契約者は、前項の変更の内容が契約者に不利益となる場合、効力発生日の前日までに当社に通知することにより、効力発生日をもって利用契約を解約することができます。この場合、当社は、前払いを受けた利用料金を第 9 条（利用料金及び支払方法）第 5 項の方法により返金します。
- 4 本条の定めは、個別条件のうち当社が一方的に定めるものを変更する場合に準用します。ただし、利用料金の改定については、第 11 条（利用料金の改定）の定めによります。

第 4 条（通知）

- 1 当社から契約者への通知は、契約者が届け出た電子メールアドレスへの送信、本サービス上での表示、又は当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により行います。ただし、第 11 条（利用料金の改定）、第 20 条（本サービスの内容の変更）第 2 項、第 21 条（本サービスの提供終了）第 1 項及び第 40 条（権利義務の譲渡）第 2 項に基づく通知は、契約者が届け出た電子メールアドレスへの送信により行います。
- 2 前項の通知は、電子メールの場合は当社が送信した時点、本サービス上での表示又は当社ウェブサイトへの掲載の場合は表示又は掲載した時点で、契約者に到達したものとみなします。
- 3 契約者は、届出事項（名称、所在地、担当者、電子メールアドレス等）に変更があった場合、速やかに当社所定の方法により届け出るものとします。契約者がこの届出を怠ったことにより通知が到達しなかった場合、当社は、通常到達すべき時に到達したものとみなすことができます。

第 2 章 利用契約

第 5 条（申込み及び利用契約の成立）

- 1 本サービスの利用を希望する法人その他の団体（以下「申込者」といいます。）は、本規約に同意のうえ、当社所定の申込書又は申込フォームにより、本サービスの利用を申し込むものとします。本サービスは、法人その他の団体のみを対象としており、個人（個人事業主を含みます。）は申し込むことができません。

- 2 利用契約は、当社が前項の申込みを承諾する旨を申込者に通知した時点で成立します。
- 3 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、申込みを承諾しないことがあります。
この場合、当社は承諾しない理由を開示する義務を負いません。
 - (1) 申込内容に虚偽、誤記又は記載漏れがある場合
 - (2) 過去に当社との契約に違反したことがある場合
 - (3) 第 36 条（反社会的勢力の排除）第 1 項の表明に反する場合
 - (4) 本サービスと競合するサービスの開発又は調査を目的とすると当社が合理的に判断した場合
 - (5) その他、当社が業務上又は技術上、承諾することが困難であると判断した場合

第 6 条（契約期間及び更新）

- 1 利用契約の契約期間は、個別条件に定める利用開始日から起算して 1 か月又は 1 年のいずれか、申込時に契約者が選択した期間とします。
- 2 契約期間満了日の前日までに、当社又は契約者のいずれからも書面による更新拒絶の申出がない場合、利用契約は、同一の条件でさらに同一期間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、契約期間が 1 年の場合、更新拒絶の申出は契約期間満了日の 1 か月前までに行うものとします。
- 3 当社が更新を拒絶する場合、契約期間満了日の 1 か月前までに契約者に通知します。

第 7 条（契約者による解約）

- 1 契約者は、当社所定の方法により当社に通知することにより、利用契約を解約することができます。この場合、利用契約は、当該通知が当社に到達した日の属する契約期間の満了日をもって終了します。ただし、契約期間が 1 年の場合において、当該通知が契約期間満了日の 1 か月前の日より後に到達したときは、利用契約は更新後の契約期間の満了日をもって終了します。
- 2 前項による解約の場合、当社は、既に受領した利用料金を返金しません。また、契約者は、当該契約期間の満了日までの利用料金を支払うものとします。
- 3 契約者は、第 6 条（契約期間及び更新）第 2 項に定める更新拒絶の申出を、本条第 1 項の通

知により行うことができます。

第 8 条（契約内容の変更）

契約者は、当社所定の方法により、利用プラン、利用者数その他の契約内容の変更を申し込むことができます。変更後の契約内容及び利用料金の適用時期は、当社所定の条件によるものとします。

第 3 章 利用料金

第 9 条（利用料金及び支払方法）

- 1 契約者は、個別条件に定める利用料金及びこれに係る消費税等相当額を、当社に支払うものとします。
- 2 当社は、個別条件に定める時期に請求書（当社が適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書の記載事項を満たすもの）を発行し、契約者は、請求書に記載の支払期日までに、当社の指定する銀行口座への振込みその他当社が指定する方法により利用料金を支払うものとします。請求書に支払期日の記載がない場合、支払期日は請求書発行日の属する月の翌月末日とします。
- 3 振込手数料その他支払いに要する費用は、契約者の負担とします。
- 4 利用料金は、利用開始日又は契約期間満了日が月の途中でであっても、日割り計算を行いません。
- 5 本規約に基づき当社が前払いを受けた利用料金を返金する場合、返金額は、利用契約の終了日（本サービスの一部の提供を終了した場合は、当該部分の提供終了日）の属する月の翌月以降、前払いの対象期間の末日までの残存月数に、月額相当額（年額払いの場合は年額の 12 分の 1）を乗じた額とします。
- 6 当社は、請求書の発行及び利用料金の収納に関する業務を、当社が選定した決済代行業者に委託することがあります。

第 10 条（支払遅延）

- 1 契約者が利用料金の支払いを遅延した場合、契約者は、支払期日の翌日から支払済みの日ま

で、年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

- 2 契約者が支払期日を経過してもなお利用料金を支払わない場合、当社は、第 37 条（利用の停止）の定めに従い本サービスの利用を停止することができます。

第 11 条（利用料金の改定）

- 1 当社は、経済情勢の変動、本サービスの内容の変更その他合理的な理由がある場合、利用料金を改定することができます。
- 2 当社は、前項の改定を行う場合、改定後の利用料金及び適用開始日を、適用開始日の 3 か月前までに契約者に通知します。改定後の利用料金は、適用開始日以後に開始する契約期間（更新後の契約期間を含みます。）から適用されます。
- 3 契約者は、改定後の利用料金に同意しない場合、第 6 条（契約期間及び更新）第 2 項ただし書にかかわらず、適用開始日の前日までに当社に通知することにより、適用開始日の前日が属する契約期間の満了日をもって利用契約を終了させることができます。

第 4 章 本サービスの利用

第 12 条（アカウントの管理）

- 1 契約者は、テナント管理者を指定し、テナント管理者をして、利用者の登録、権限の設定及びアカウントの発行・削除を行わせるものとします。
- 2 契約者は、自らの責任において、利用者にアカウントを適切に管理させるものとします。契約者は、アカウントを第三者に利用させ、貸与し、譲渡し、又は売買してはならず、利用者にもこれらの行為をさせてはなりません。
- 3 アカウントを用いて行われた本サービスの利用は、当該アカウントを付与された利用者による利用とみなします。ただし、当社の責めに帰すべき事由によりアカウントが不正に利用された場合は、この限りではありません。
- 4 契約者は、アカウントの不正利用又はそのおそれを知った場合、直ちに当社に通知するものとします。当社は、不正利用のおそれがあると合理的に判断した場合、当該アカウントの利用を一時的に停止することができます。

- 5 契約者は、利用者に本規約を遵守させるものとし、利用者による本サービスの利用について、契約者自らの利用と同様の責任を負います。

第 13 条（利用環境）

- 1 契約者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、通信回線その他の利用環境を、自らの費用と責任において準備するものとします。
- 2 当社が推奨する利用環境は、当社ウェブサイト又は個別条件に定めます。推奨環境以外での利用により生じた不具合について、当社は対応の義務を負いません。

第 14 条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、自ら次の各号に該当する行為をし、又は利用者にさせてはなりません。

- (1) 法令、裁判所の判決・決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 当社又は第三者の知的財産権、プライバシー、名誉、信用その他の権利又は利益を侵害する行為
- (4) 本サービスを第三者に再販売、貸与、又は利用させる行為（個別条件で認められた場合を除きます。）
- (5) 本サービスのソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングその他の解析行為
- (6) 当社のサーバー又はネットワークへの不正アクセス、過度な負荷をかける行為、又は本サービスの運営を妨げる行為
- (7) コンピュータウイルスその他の有害なプログラムを送信する行為
- (8) スクレイピングその他の自動化された手段により、当社が認めた方法以外で本サービスにアクセスする行為
- (9) 本サービスと競合するサービスを開発する目的で本サービスを利用する行為

- (10) 法令上取得が制限されている情報、又は取得に本人の同意が必要な情報を、必要な手続を経ずに本サービスに登録する行為
- (11) 要配慮個人情報（個人情報保護法に定める要配慮個人情報をいいます。）、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいいます。）、クレジットカード番号その他の決済手段に関する情報を、本サービスに登録する行為
- (12) 前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為

第 15 条（AI 機能）

- 1 本条は、本サービスに生成 AI 等の人工知能技術を用いて文章の生成、要約、分析等を行う機能（以下「AI 機能」といいます。）が含まれる場合に適用されます。
- 2 AI 機能による出力は、その性質上、誤り、不正確な内容又は偏りを含む可能性があります。契約者は、出力内容を自らの責任で確認したうえで利用するものとし、当社は、出力内容の正確性、完全性及び特定の目的への適合性を保証しません。
- 3 契約者は、AI 機能の出力のみに基づいて、利用者その他の個人の採用、評価、処遇、懲戒等、個人の権利又は地位に重大な影響を及ぼす判断を行わないものとします。
- 4 当社は、AI 機能の提供に第三者の AI サービスを利用する場合、顧客データが当該第三者の AI モデルの学習に利用されない条件で利用します。
- 5 AI 機能に入力された顧客データ及び AI 機能の出力に関する権利は、第 30 条（知的財産権）第 2 項の定めに従います。
- 6 AI 機能による処理は、当社が利用する第三者の AI サービスにより、日本国外のデータセンターで行われる場合があります。処理を行う事業者及びデータの保存場所は、第 25 条（再委託）第 3 項に基づき当社が掲載する再委託先の情報に記載します。

第 5 章 サービスの運用及び品質

第 16 条（サービスレベル）

- 1 本サービスは、人の生命、身体若しくは財産に重大な影響を及ぼす業務、又は停止が許容さ

れない業務での利用を想定したものではありません。当社は、この前提のもとで、運用体制を簡素化し、利用料金を低廉に設定しています。

- 2 当社は、本サービスの月間稼働率 99.0%以上を目標として、本サービスを運用します。この目標値は当社の努力目標であり、当社は、目標値の達成を保証するものではありません。
- 3 月間稼働率は、次の計算式により算出します。 月間稼働率（％）＝（月間提供時間－停止時間）÷ 月間提供時間 × 100
- 4 前項の「月間提供時間」とは、暦月の総時間から次の各号に定める時間を除いた時間をいい、「停止時間」とは、月間提供時間のうち、本サービスの全部をすべての契約者が利用できない状態が 15 分以上継続した時間の合計をいいます。
 - (1) 第 17 条（計画メンテナンス）第 1 項に定める計画メンテナンスの時間
 - (2) 不可抗力による停止の時間
 - (3) 当社が本サービスの提供に利用するクラウド基盤、認証基盤、通信回線その他の第三者のサービスの障害による停止の時間
 - (4) 契約者又は利用者の責めに帰すべき事由による停止の時間
- 5 当社は、月間稼働率が目標値を下回ったことのみを理由として、利用料金の減額又は返金を行いません。本サービスの停止により契約者に生じた損害の賠償については、第 32 条（損害賠償）の定めに従います。
- 6 当社は、契約者から求めがあった場合、合理的な範囲で、当社が計測した直近の月間稼働率を開示します。

第 17 条（計画メンテナンス）

- 1 当社は、本サービスの保守、更新、機能追加、障害の予防等のため、本サービスの全部又は一部を停止して計画的にメンテナンスを行うことがあります（以下「計画メンテナンス」といいます。）。
- 2 当社は、計画メンテナンスを行う場合、原則として実施日の 5 営業日前までに、実施日時、停止範囲及び予定時間を契約者に通知します。
- 3 当社は、計画メンテナンスを、原則として営業日の 9 時から 18 時までの時間帯を避けて実施

するよう努めます。

第 18 条（緊急の停止）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができます。
 - (1) 本サービスの設備の故障、障害又はセキュリティ上の脅威に対応するため、緊急の保守又は対策が必要な場合
 - (2) 当社が本サービスの提供に利用する第三者のサービスの提供が停止された場合
 - (3) 不可抗力が生じた場合
 - (4) その他、本サービスの安全な運営のために緊急の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合
- 2 当社は、前項により本サービスを停止した場合、停止後速やかに、停止の事実、理由及び復旧の見込みを契約者に通知するよう努めます。

第 19 条（サポート）

- 1 当社は、本サービスの操作方法及び不具合に関する問合せを、当社所定の問合せ窓口（電子メール又は問合せフォーム）により受け付けます。
- 2 サポートの受付時間は、営業日の 10 時から 17 時までとします。受付時間外に受信した問合せは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。当社は、受付時間内に受け付けた問合せに対し、原則として 2 営業日以内に初回の回答を行うよう努めます。
- 3 当社は、契約者の業務に関するコンサルティング、契約者固有のデータの作成・修正、及び契約者の利用環境の設定についての対応は、サポートの範囲外とします。

第 20 条（本サービスの内容の変更）

- 1 当社は、本サービスの品質向上、法令の改正への対応その他の理由により、本サービスの機能、仕様又は画面を変更することができます。
- 2 当社は、前項の変更のうち、契約者が利用している主要な機能を廃止する等、契約者に重大な影響を及ぼす変更を行う場合、変更の 1 か月前までに契約者に通知します。契約者は、当

該変更不同意の場合、変更の効力発生日の前日までに当社に通知することにより、効力発生日をもって利用契約を解約することができます。この場合、当社は、前払いを受けた利用料金を第9条（利用料金及び支払方法）第5項の方法により返金します。

第21条（本サービスの提供終了）

- 1 当社は、事業上の理由により、本サービスの全部又は一部の提供を終了することができます。この場合、当社は、提供終了日の3か月前までに契約者に通知します。ただし、不可抗力その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。
- 2 前項により本サービスの提供を終了した場合、当社は、前払いを受けた利用料金を第9条（利用料金及び支払方法）第5項の方法により返金します。
- 3 当社は、本サービスの提供を終了する場合、第29条（利用契約終了時のデータの取扱い）第1項に定めるデータの取得の機会を契約者に提供します。

第6章 データの取扱い

第22条（顧客データの権利帰属）

- 1 顧客データに関する権利は、契約者又は契約者に権利を許諾した第三者に帰属します。当社は、本規約に定める場合を除き、顧客データについて何らの権利も取得しません。
- 2 契約者は、当社に対し、本サービスの提供、維持、保守、障害対応及び改善に必要な範囲で、顧客データを利用（複製、保存、送信、加工を含みます。）することを許諾します。
- 3 契約者は、顧客データを本サービスに登録するために必要な権利を有していること、及び顧客データが第三者の権利を侵害しないことを、当社に対して保証します。

第23条（個人データの取扱いの委託）

- 1 契約者は、顧客データに含まれる個人データの取扱いを、本サービスの提供を目的として当社に委託し、当社はこれを受託します。この委託において、契約者は個人情報保護法上の委託元、当社は委託先の立場となります。
- 2 当社は、前項により委託を受けた個人データ（以下「受託個人データ」といいます。）を、本サービスの提供に必要な範囲内でのみ取り扱い、それ以外の目的に利用しません。ただし、

第 27 条（利用状況データ及び統計情報の利用）第 3 項に定める範囲での統計情報の作成を除きます。

- 3 契約者は、受託個人データを本サービスに登録するにあたり、利用目的の通知又は公表、本人の同意の取得その他個人情報保護法その他の法令に定める手続を、自らの責任で行うものとしします。
- 4 当社は、受託個人データについて、第 24 条（安全管理措置）第 1 項に定める安全管理措置を講じます。
- 5 当社は、契約者から合理的な求めがあった場合、受託個人データの取扱状況について、書面による報告その他当社所定の方法により回答します。現地での監査を求める場合の実施方法及び費用負担は、当社と契約者が別途協議して定めます。
- 6 当社は、前各項に定める委託の対象とならない個人情報（申込み、問合せ等に際して当社が取得する契約者の担当者の情報、及び利用状況データに含まれる個人情報を含みます。）を、当社が別途定める「プライバシーポリシー」に従って取り扱います。

第 24 条（安全管理措置）

- 1 当社は、顧客データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他顧客データの安全管理のため、当社が別途定める「情報セキュリティ方針」に従い、必要かつ適切な措置を講じます。
- 2 当社は、情報セキュリティ方針を変更する場合、顧客データの安全管理の水準を低下させない範囲で行います。
- 3 当社は、当社の役員及び従業員その他当社の業務に従事する者に対し、顧客データの取扱いに関する秘密保持義務を課し、必要かつ適切な監督を行います。
- 4 当社は、本サービスに利用者間の通信を媒介する機能がある場合、電気通信事業法その他の法令に従い通信の秘密を保護します。

第 25 条（再委託）

- 1 当社は、本サービスの提供に必要な業務の全部又は一部（クラウド基盤、認証基盤、請求業務等を含みます。）を、第三者（以下「再委託先」といいます。）に委託することができます。

- 2 当社は、再委託先の選定及び監督について責任を負います。当社は、再委託先に対し、本規約に基づき当社が負う秘密保持及び安全管理に関する義務と同等以上の水準の義務（再委託先が定める定型的な契約条件によるものを含みます。）が課されていることを確認します。
- 3 当社は、受託個人データを取り扱う主要な再委託先の名称及び委託する業務の内容を、当社ウェブサイトへの掲載その他の方法により契約者が確認できる状態に置きます。

第 26 条（漏えい等の対応）

- 1 当社は、顧客データの漏えい、滅失、毀損又はそれらのおそれのある事態（以下「漏えい等」といいます。）を知った場合、遅滞なく、その事実、判明している範囲での原因及び影響範囲を契約者に通知します。
- 2 当社は、前項の場合、原因の調査、被害の拡大防止及び再発防止のために必要な措置を講じます。
- 3 当社は、受託個人データの漏えい等について、契約者が個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会への報告又は本人への通知を行う場合、契約者に必要な情報を提供し、合理的な範囲で協力します。

第 27 条（利用状況データ及び統計情報の利用）

- 1 当社は、利用状況データを、本サービスの提供、維持、障害対応、セキュリティの確保、改善及び新たなサービスの開発のために利用することができます。
- 2 当社は、顧客データ及び利用状況データから統計情報を作成し、本サービス及び当社の他のサービスの改善及び開発、研究並びに統計情報の公表のために利用することができます。
- 3 前項の統計情報の作成のうち受託個人データを用いるものは、個人情報保護法その他の法令並びに個人情報保護委員会のガイドライン及び Q&A において委託先に許容される範囲に限り行います。当社は、受託個人データを、法令上許容されない態様で当社自らの目的のために利用しません。
- 4 当社は、統計情報を第三者に提供又は公表する場合、契約者の名称を表示せず、かつ、単一の契約者の顧客データのみから作成されたことが推知されない形式とします。
- 5 統計情報に関する権利は当社に帰属し、当社は、利用契約の終了後も統計情報を利用するこ

とができます。

第 28 条（バックアップ）

- 1 当社は、障害からの復旧を目的として、情報セキュリティ方針に定める方法により顧客データのバックアップを取得します。
- 2 当社は、バックアップからのデータの復旧に努めますが、すべての顧客データを完全に復旧することを保証しません。契約者は、業務上特に重要な顧客データについて、本サービスのデータ出力機能等により、自ら写しを保管するよう努めるものとします。

第 29 条（利用契約終了時のデータの取扱い）

- 1 契約者は、利用契約の終了日までに、本サービスのデータ出力機能その他当社所定の方法により、顧客データを取得するものとします。データ出力機能で取得できないデータについて契約者から求めがあった場合、当社は、当社所定の形式及び条件により、データの提供に合理的な範囲で協力します。
- 2 当社は、利用契約の終了日から 30 日間、契約者の求めに応じ、当社所定の方法により顧客データの取得に協力します。ただし、第 36 条（反社会的勢力の排除）又は第 38 条（契約の解除）第 2 項に基づき当社が利用契約を解除した場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、利用契約の終了日から 90 日以内に、本サービス上の顧客データ（受託個人データを含みます。）を削除します。バックアップに含まれる顧客データは、当社のバックアップの保存期間の経過により順次削除されます。
- 4 当社は、契約者から求めがあった場合、前項の削除が完了した旨を書面又は電子メールにより通知します。
- 5 前各項の定めは、法令に基づき当社が保存を義務付けられているデータ、及び第 27 条（利用状況データ及び統計情報の利用）に基づき作成した統計情報には適用されません。

第 7 章 権利及び責任

第 30 条（知的財産権）

- 1 本サービスに関するプログラム、画面、コンテンツ（当社が作成した動画、設問、診断ロジ

ック等を含みます。) その他一切の知的財産権は、当社又は当社に権利を許諾した第三者に帰属します。利用契約は、本規約に定める範囲での本サービスの利用を契約者に許諾するものであり、これらの権利を契約者に譲渡するものではありません。

- 2 AI 機能に入力された顧客データに関する権利は契約者又は契約者に権利を許諾した第三者に帰属し、AI 機能の出力に関する権利（当社が権利を有する場合に限ります。）は、出力の時点で契約者に移転します。ただし、出力に当社又は第三者が従前から有する知的財産権が含まれる場合、当該権利は当社又は当該第三者に留保され、契約者は本サービスの利用目的の範囲内でこれを利用することができます。
- 3 当社は、契約者又は利用者から本サービスに関する意見、要望又は改善提案を受けた場合、これらを本サービスの改善その他の目的のために無償で利用することができます。

第 31 条（保証の範囲）

- 1 当社は、本サービスを、本規約及び個別条件に定める仕様に従って提供します。
- 2 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、本サービスの利用により契約者が期待する成果（人材育成、組織改善等の効果を含みます。）が得られること、及び本サービスに不具合が一切生じないことを保証しません。
- 3 当社は、本サービスで提供する診断、評価、助言その他の情報について、専門家（社会保険労務士、医師、弁護士等）による判断に代わるものとして提供するものではありません。
- 4 当社は、本サービスに不具合を発見した場合、又は契約者から不具合の通知を受けた場合、合理的な期間内に修補するよう努めます。

第 32 条（損害賠償）

- 1 当社及び契約者は、利用契約に関し、自らの責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方に現実に生じた通常かつ直接の損害に限り、賠償する責任を負います。逸失利益、間接損害、特別損害及び第三者からの請求に起因する損害については、当該損害の発生を予見し又は予見し得た場合であっても、賠償する責任を負いません。
- 2 前項に基づき当社又は契約者が負う損害賠償の累計額は、損害の原因となった事由が発生した日の属する月の前月から遡って 3 か月間に対応する利用料金（消費税等相当額を除き、年

額払いの場合は年額の 12 分の 3 に相当する額とします。) の総額を上限とします。ただし、当該 3 か月間に利用契約の期間に含まれない月がある場合、当該月については、損害の原因となった事由が発生した日における月額相当額（消費税等相当額を除き、年額払いの場合は年額の 12 分の 1 に相当する額とします。) の利用料金があったものとみなして計算します。

- 3 顧客データの漏えい等により生じた損害についても、前 2 項の定めが適用されます。
- 4 前 3 項の定めは、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - (1) 損害が、賠償責任を負う当事者の故意又は重大な過失により生じた場合
 - (2) 契約者が第 14 条（禁止事項）、第 22 条（顧客データの権利帰属）第 3 項又は第 23 条（個人データの取扱いの委託）第 3 項に違反した場合
 - (3) 第 33 条（第三者からの請求）第 1 項又は第 2 項に基づく賠償の場合
- 5 当社が利用契約に関して契約者に対して負う損害賠償責任は、本条及び第 33 条（第三者からの請求）に定める範囲に限られるものとします。
- 6 本条の定めは、契約者が負う利用料金及び第 10 条（支払遅延）に定める遅延損害金の支払義務には適用されません。

第 33 条（第三者からの請求）

- 1 契約者は、顧客データ又は契約者若しくは利用者による本サービスの利用に起因して、第三者から当社に対して請求がなされた場合、自らの費用と責任で解決し、当社に生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償します。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- 2 本サービス（顧客データを除きます。）が第三者の知的財産権を侵害するとして、契約者が第三者から請求を受けた場合、当社は、自らの費用で、侵害しない仕様への変更その他の合理的な措置を講じ、当該請求に起因して契約者に生じた損害を、第 32 条（損害賠償）第 2 項に定める額を上限として賠償します。
- 3 前 2 項の請求を受けた当事者は、速やかに相手方に通知し、相手方の求めに応じて、紛争の解決に合理的な範囲で協力します。

第 34 条（不可抗力）

- 1 当社及び契約者は、不可抗力により利用契約に基づく義務（金銭債務を除きます。）の履行が遅延し又は不能となった場合、その責任を負いません。
- 2 不可抗力により本サービスの全部の提供が 1 か月以上継続して不能となった場合、当社及び契約者は、相手方に通知することにより、利用契約を解除することができます。この場合、当社は、前払いを受けた利用料金を第 9 条（利用料金及び支払方法）第 5 項の方法により返金します。

第 35 条（秘密保持）

- 1 当社及び契約者は、利用契約に関して相手方から開示を受けた技術上、営業上その他の情報のうち、秘密である旨が明示されたもの、及び開示の態様又は情報の性質から秘密として扱うことが合理的であるもの（以下「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示し、又は利用契約の目的以外に利用してはなりません。ただし、顧客データの取扱いについては第 6 章の定めが優先して適用されます。
- 2 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。
 - （1）開示を受けた時点で既に公知であった情報、又は開示後に自らの責めによらずに公知となった情報
 - （2）開示を受けた時点で既に自ら保有していた情報
 - （3）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
 - （4）秘密情報によらずに独自に開発した情報
- 3 当社及び契約者は、次の各号の場合には、相手方の承諾なく秘密情報を開示することができます。
 - （1）法令、裁判所又は行政機関の命令等に基づき開示する場合（可能な範囲で事前に相手方に通知するものとします。）
 - （2）自らの役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他法令上の守秘義務を負う者、及び第 25 条（再委託）に定める再委託先に対し、利用契約の履行に必要な範囲で開示する場合（開示先に本条と同等の義務を課すものとします。）

- 4 本条の義務は、利用契約の終了後 3 年間存続します。

第 36 条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び契約者は、自己及び自己の役員が、現在及び将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証します。
- 2 当社及び契約者は、自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し若しくは業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。
- 3 当社及び契約者は、相手方が前 2 項に違反した場合、何らの催告を要せず、直ちに利用契約を解除することができます。この解除により相手方に損害が生じて、解除した当事者はその賠償責任を負いません。

第 8 章 利用の停止及び契約の終了

第 37 条（利用の停止）

- 1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に通知したうえで、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができます。
 - (1) 利用料金の支払いを支払期日から 14 日以上遅延し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に支払わない場合
 - (2) 本規約に違反し、当社が相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、その期間内に是正しない場合
- 2 当社は、契約者又は利用者の行為が当社若しくは他の契約者のシステムに重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、緊急の対応が必要な場合、事前の通知なく、当該行為に関するアカウント又は機能の利用を停止することができます。この場合、当社は停止後速やか

に契約者に通知します。

- 3 当社は、前 2 項の停止の原因が解消されたことを確認した場合、速やかに利用の停止を解除します。
- 4 本条に基づく利用停止の期間中も、契約者は利用料金の支払義務を免れません。

第 38 条（契約の解除）

- 1 当社及び契約者は、相手方が本規約に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、その期間内に是正しない場合、利用契約を解除することができます。
- 2 当社及び契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せず、直ちに利用契約を解除することができます。
 - (1) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあった場合
 - (2) 手形若しくは小切手が不渡りとなり、又は電子記録債権の支払不能処分を受けた場合
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けた場合（利用契約の履行に影響がないと合理的に認められる場合を除きます。）
 - (4) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をした場合
 - (5) 第 36 条（反社会的勢力の排除）の規定に違反した場合
- 3 契約者が前 2 項により利用契約を解除された場合、契約者は、当社に対して負担する一切の金銭債務について期限の利益を失い、直ちに弁済するものとします。
- 4 当社の債務不履行を理由として契約者が利用契約を解除した場合、当社は、前払いを受けた利用料金を第 9 条（利用料金及び支払方法）第 5 項の方法により返金します。

第 39 条（存続条項）

利用契約が終了した場合であっても、第 4 条（通知）、第 9 条（利用料金及び支払方法）（未払いの利用料金及び返金に関する部分に限ります。）、第 10 条（支払遅延）、第 22 条（顧客データの権利帰属）、第 23 条（個人データの取扱いの委託）、第 24 条（安全管理措置）及び第 26 条（漏えい等の対応）（第 23 条、第 24 条及び第 26 条については、顧客データの削除が完了するまでに限ります。）、第 27 条（利用状況データ及び統計情報の利用）第 4 項及び第 5 項、第

29 条（利用契約終了時のデータの取扱い）、第 30 条（知的財産権）、第 32 条（損害賠償）、第 33 条（第三者からの請求）、第 34 条（不可抗力）第 2 項、第 35 条（秘密保持）、第 38 条（契約の解除）第 3 項及び第 4 項、本条、第 40 条（権利義務の譲渡）、第 41 条（分離可能性）、第 42 条（準拠法及び管轄裁判所）並びに第 43 条（協議）の定めは、なお効力を有します。

第 9 章 一般条項

第 40 条（権利義務の譲渡）

- 1 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはなりません。
- 2 当社は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡（事業譲渡、会社分割その他事業が移転する一切の場合を含みます。）する場合、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利及び義務並びに顧客データを当該第三者に承継させることができるものとし、契約者はこれにあらかじめ同意します。この場合、当社は、承継の 1 か月前までに契約者に通知します。

第 41 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの条項及び当該条項の残りの部分は、引き続き効力を有します。

第 42 条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本規約及び利用契約の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約又は利用契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 43 条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた事項については、当社及び契約者が誠実に協議して解決するものとします。

制定日：2026 年 11 月 1 日

合同会社 Nelson Asset